

ディスカッション・ペーパー No.7

昭和 27 年住民登録調査とその特徴について

2014 年 10 月

法政大学

日本統計研究所

昭和 27 年住民登録調査とその特徴について

森 博美(法政大学)

はじめに

昭和 27 年 7 月、現在の「住民基本台帳法」の先行法規である「住民登録法」(昭和 26 年法律第 218 号)の施行に伴い、住民登録調査が実施された。この調査の実施に際しては国勢調査に準じて約 50 世帯からなる調査区が設定され、市区町村の臨時補助職員として選任された調査員が調査区を巡回し住民登録情報を記載した住民登録届(以下、届書)を回収し、住民票の作成が行われた。なお、その 2 年前の昭和 25 年 10 月 1 日には、戦後二回目にあたる第 7 回国勢調査(第 6 回国勢調査は昭和 22 年に臨時国勢調査として実施)が実施されている。

ところで、2016 年 1 月に運用が開始される社会保障・税番号制度では、住民票を有する全員に 12 桁からなる個人番号(通称マイナンバー)の付番が予定されている。現在の住民基本台帳による住民登録(住基)の基になっている住民登録制度は、昭和 27 年に世帯調査として実施された住民登録調査が把握した情報による住民票の整備がその基礎となっている。明治 5 年に実施された戸口調査に基づき編成された壬申戸籍による造籍は、大正 9 年に国勢調査が実施されるまで長きにわたり、実質的にわが国の人口(静態)統計の基盤情報として機能してきた。それと同じような意味で、この住民登録調査による登録住民の把握とそれに基づく住民票の整備が、後年、住民基本台帳制度として継承され、今日に至っている。その意味でこの住民登録調査が住民票作成の対象となる登録人口をどう把握したのか、またそれと国勢調査人口との間にどのような異同が認められるかは、将来の人口登録制度の在り方に深く関係した極めて興味深い検討課題である。

そこで本稿では、住民登録調査の実施のための調査資料として法務府民事局が作成した『住民登録調査員必携』(以下『必携』と略称)を主たる検討資料として、調査実施過程並びに同調査の国勢調査との比較等を通じてその特徴を考察してみたい。

1. 住民登録の目的と住民登録調査

「住民登録法」はその第 1 条で、その目的を「市町村においてその住民を登録することによって、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資すること」を規定している。ここでの「日常生活の利便性」並びに「各種行政事務の適正で簡易な処理」とは、具体的には同法を根拠とする住民登録情報の、選挙、教育、配給、納税、衛生、生活保護等市区町村の各種行政事務の基礎資料、あるいは住民のために便宜を与える身元証明、居住証明、年齢証明、印鑑証明等の証明事務等への使用を意味する。

住民登録調査は「住民登録法」¹の施行にあたって住民の登録を的確に実施するために法務府民事局を主管として住民登録事項の一斉調査を行ったもので、市町村住民は同法の施行日(昭

¹ 同法は「住民基本台帳法」(昭和 42 年法律第 81 号)の制定により、附則第 2 条により同年 11 月 10 日に廃止。

和 27 年 7 月 1 日)から 5 日以内に住民登録調査員を介して届書による登録届出をすることになっている。なお、調査の実施時点は 7 月 1 日午前零時現在である。

市町村では住民登録調査員を委嘱し各世帯を対象とした登録(届出)事項についての調査を実施し、住民票の記載事項を本籍地の市区町村に通知し戸籍との照合を行う〔必携 4 頁〕とともに、住民から提出を受けた届書の記載事項に基づき、調査員の助力を得て遅滞なく「住民票」及び戸籍の「附票」の作成を行う。

2. 住民登録調査の概要

「外国人登録法」による登録対象者ならびに「住民登録法施行令」第 14 条²に規定された者を除き昭和 27 年 7 月 1 日午前零時現在で当該市区町村の調査区内に住所³を有する全ての住民が住民登録調査の調査対象となる。

わが国の「民法」第 21 条は、住所について、「各人ノ生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス」(現行民法第 22 条「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定している。なおこの点について『必携』は、客観的に見てその人の生活の中心になっていると認むべき事実(客観的事実)があり、しかもその人がその場所を生活の中心としていていると思つてゐること(主観的意思)と解している。しかし、住民登録調査は、「民法」による住所の定義に全面的に依拠してゐるわけではない。なぜなら、「民法」が「住所が知れない場合には、居所を住所とみなす」(現行民法第 23 条)としてゐるのに対して、住民登録調査は住所不明者の居所を直ちに住所として取り扱つてはゐないからである〔必携 9 頁〕。

住民登録においては正確な住所の把握が登録者の氏名とともに登録のコア変数であることから、『必携』は住所の取り扱いについて、次のような詳細な説明を加えている。すなわち、選挙権を有している場所、1 人 1 か所、配給を受ける場所が住所とは限らない、「寄留法」⁴にいう寄留場所⁵が住所とは限らない、と記述されている〔必携 11 頁〕。さらに『必携』には、以下のような具体的例示を列挙して住民登録における住所の取り扱い処理方法を説明している。①学生・生徒の住所は、寮、寄宿舎、下宿等の所在する場所、②入院・療養中の人の住所は自宅(らい療養所入所者等は療養所を住所とする)、③養老院、母子寮等の入所者の住所は当該施設所在の場所、④警察予備隊員の住所は自宅、⑤(少年)刑務所、少年院収容者の住所は自宅(自宅がない場合には施設が住所)、⑥陸上に自宅を持たず決まった碇繋地をもつ船舶居住者の住所はその碇繋地、⑦陸上に自宅・下宿等を持つ船内居住の乗組員の住所は自宅・下宿、⑧永住者でない海外渡航者、海外出稼人、留学生の住所は郷里の自宅、⑨災害等での一時避難者、疎開者の住所は自宅、⑩災害等での一時避難者、疎開者で元の自宅に戻る意思や戻れる物的見込みがない人の住所は避難場所が住所、⑪一時滞留者、旅行者、巡業者、浮浪者等の住所は自宅とする、というのがそれである〔必携 10-14 頁〕。

なお『必携』には、調査員にとって住所の取り扱いが明らかでないケースについては市区町村の

2 「住民登録法施行令」第 14 条 下に掲げる者については、住民登録法を適用しない。

- 一 天皇及び皇族
- 二 日本の国籍を有しない者

3 「住民登録法」第 2 条 市町村は、法施行の際にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく住民票を作製しなければならない。

4 「寄留法」(大正 3 年法律第 27 号)。なお同法は、「住民登録法」の施行に伴い昭和 27 年に廃止。

5 「寄留法」第 1 条 90 日以上本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ハ之ヲ寄留者トス

事務担当者に照会を行うこと、さらに事務担当者自身がその処理方法不明の場合には法務局、地方法務局・支局に照会の上記入するよう指示されている〔必携 14 頁〕。

調査対象者を住所地において把握するために、調査実施に際して各調査員が担当する調査区が設定される。調査区は昭和 25 年国勢調査のそれに準じて約 50 世帯からなる区域が設定される。

住民登録調査では個人情報を取り扱うことから、市町村は調査業務に従事する調査員を臨時補助職員として委嘱する。調査員は世帯調査、住民票の作成ならびに付随事務に従事する。その具体的業務内容は、調査区要図の作成、準備調査表の作成、調査区内の各世帯への届書の配布、届書への記入に際しての留意事項の説明、記入済み届書の回収、届書への記入不備の訂正、住民票の作成といった一連の作業である。

住民登録調査で調査単位となるのは世帯である。『必携』は、世帯を「住居と家計をともにしている人の集り」〔必携 16 頁〕と定義する。なお、ここでいう住居とは世帯が独立して住むことのできる建物他の有形設備を意味する。従って、同じ棟や同一敷地内にある建物に居住する者については同一の住所とみなすことができる。また家計とは日常生活のための費用の支出の意味である。

調査対象者は世帯居住者と施設居住者とに大別され、世帯居住者はさらに普通世帯と単独世帯の居住者とからなる。

このうち普通世帯とは、同一場所に居住し家計を共にする 2 人以上の集まりをいう。なお、雇い主の世帯と居住を共にする使用人、雇人、見習、同居人、下宿人、間借り人等で独立した家計を営んでいない住み込みの単独者は雇主の世帯員として取り扱う。また、仮に同一場所に居住している者であっても他の世帯員の集団と家計を異にしている場合には独立した世帯とみなす。

次に単独世帯とは、①1 人で独自の住居を持ち家計を立てている人、②他の人達と居住を共にしているものの、別に家計を立てている人、③雇い主の世帯と居住を共にする使用人、雇人、見習、同居人、下宿人、間借り人等で雇主世帯とは別に家計を立てている住み込みの単独者をいう。

住民登録調査にも国勢調査と同様に、施設居住という取り扱いがある。ここで施設居住者とは、病院付属の看護婦寮、工場附属の従業員寮、養老院等の管理者のいる施設における居住者をいう。施設居住者の場合、一般にそれぞれの施設が世帯に準じたものとして扱われる〔必携 19 頁〕。

なお、調査対象者である個々人をどのように世帯として位置づけるかについて『必携』は、世帯主の意思を尊重して処理するよう指示している。また、世帯の構成方法が不明場合、調査員は市区町村の事務担当者に照会しその指示に従って処理することが求められている〔必携 20 頁〕。

住民登録調査での届書の報告事項は、①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④世帯主及び世帯主との続柄、⑤戸籍の表示(筆頭者の氏名及び本籍)、⑥住所、⑦住所を定めた年月日(住民となった年月日)の 7 項目だけである。なお、これらの他に東京都 23 区、五大都市(京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市)の住民については、当該都・市の住民となった年月日が報告事項として追加される。

3. 住民登録調査(1)－準備調査

本調査の実施に先立ち住民登録調査の調査員は 6 月 28 日～30 日の期間に調査区を巡回し、後述の準備調査表の裏面に調査区要図を作製するとともに、世帯の所在、世帯主の氏名、世帯人員、彼らが当該市区町村の住民かどうかを確認し、世帯番号を定める。そして必要な場合には、その世帯番号札を住居に貼っておく。このような準備を済ませた後に調査員は届書を各世帯に漏

れなく配布するが、その際に届書裏面に記載されている「記入上の注意」を報告義務者に伝えるとともに、届書への記入を本調査の終了日前日の7月4日までに完了しておくことを伝える。

届出義務者は第一義的には世帯主である。しかし世帯員が不在あるいは病気等のために届出ができない場合には世帯主に代わり世帯を管理する者(通常は世帯員)が届出義務者となる。なお、他に管理者が当該世帯に居ない場合には、単独世帯と同様に、世帯員自身が届出義務者となる。

届書配布の際、修学、療養、出稼ぎ等の事由で他市区町村に居住している世帯員を持つ世帯に対しては、重複登録あるいは登録漏れ防止のため、当人と連絡を取り自宅において登録する旨を徹底するように依頼する。

準備調査における調査員のもう一つの重要な業務が、準備調査表の作成である。準備調査表は各調査員が1通作成する。従って、一つの調査区を複数の調査員が担当する場合、各調査員はそれぞれの担当区域ごとに1通の準備調査表を作成することになる。

準備調査表への記入は、概略以下の通りである。

①「調査区」欄には調査区の名称(〇〇町第△区)を記入する。②調査員氏名を記入して押印する。③「番号」欄には調査区を巡回する路順に従って世帯ごとに付番をおこなうが、付番は必ずしも番地順でなくてもよい。④「世帯主の氏名」欄には世帯主の氏名を記入する。⑤「住所」欄には世帯主(世帯全員)の住所を字、丁目、番地まで記入し、ビル名などがある場合には番地の後ろに名称をカッコ書きで記載する。⑥「世帯人員」欄には世帯主及び世帯員の総数を記入する。⑦「備考」欄には世帯の異動等を記入する。⑧調査票裏面の「調査区要図」欄には調査区の見取り図を記入する。なお、この調査区要図は、準備調査表を住民票の索引として使用する際にも用いられる〔必携 28-30頁〕。

準備調査表の作成時点と届書への記入時点(7月1日午前零時現在)の間には若干のタイムラグがあることから、その間に世帯あるいは世帯員に異動が発生する可能性がある。このような準備調査表作成以後の異動の処理について、『必携』はその処理方法を次のように定めている。

①調査区外への転出世帯については、準備調査時点での記入内容を横線で削除し、備考欄に「区外転出」と記入する。なおこの場合、当該世帯は欠番となる。②転出住所に他調査区からの転入世帯があった場合、転入世帯の世帯主の氏名、転入先住所を記入した上で備考欄に「転入」と附記する。③調査区内での移転世帯については、住所の記載を訂正し備考欄に「区内移転」と附記する。この場合、準備調査表の従前の住所は空家扱いとなる。④世帯の分割によって調査区内に新しい世帯が誕生した場合、備考欄に「追加」と附記する。なお世帯の分割により分割前の世帯人員数は減少することから、世帯人員欄の数字を訂正する。⑤死亡等により世帯主が交代した場合、世帯主の氏名ならびに世帯人員を訂正する。⑥世帯主以外の世帯員の出生、死亡により世帯人員に変更が生じた場合には、世帯人員欄の数字の訂正を行う。⑦世帯についての記入漏れが発見された場合、世帯人員の数字を訂正する。⑧世帯員の中に海外旅行者、長期入院者、船舶乗組員、警察予備隊員、受刑者等が居る場合、一時不在の世帯員としてその氏名並びに不在理由を備考欄に附記する〔必携 30-32頁〕。

ところで、外国人との混合世帯については、当該者を除く世帯員だけが調査対象となる。このため、この種の世帯の場合、外国人を除く人数を世帯人員欄に記載し、世帯主の氏名欄には年長者など日本人世帯員の中で世帯主に最も近い人の氏名を記入する。また備考欄には外国人の人数を記入する〔必携 33頁〕。

なお、『必携』の準備調査表作成要領の箇所に特には明記されていないが、調査区内の空家あるいは新築による転入世帯についても世帯主の氏名、住所、世帯人員欄に所定事項を、また備考欄に「転入」と記入するものと思われる。

調査区外への転出に伴う空家の発生、世帯の分割や転入世帯の既存の空家への入居、さらには住居新築による入居といった住所地に関する異動が生じた場合、準備調査表裏面の調査区要図もそれにあわせて訂正する必要がある(p.30-33)。

なお準備調査表は、調査完了後に市区町村で作成される住民票の索引として使用されること。このため、それへの記載は正確であることが求められる。

4. 住民登録調査(2) - 住民登録届(届書)の記入

各世帯において報告義務者が行う届書への記入についても『必携』は詳細に指示している。

届書は、①世帯主等の報告義務者が世帯ごとに1通作成する。②届書の行番号に従って各行に世帯主、各世帯員を順次記入する。③届書は8名まで連記できるよう設計されているが、世帯人員が9人以上の場合、他の届書の氏名欄冒頭の通し番号を順次9、10・・・と訂正して追加の届書に記入する。なお、適宜、別の紙を使用することも可能である。④誤って記入した場合には二本の横線で抹消し、当該行の余白部に正しく記入する。⑤本籍、生年月日、筆頭者の氏名などが不明な場合には、「不明」と記入する。⑥届書の宛先は市区町村長とし、市・区・町・村の中の不要な文字を斜線(\)によって削除する。⑦届出年月日は届書の調査員への提出日を記入する。⑧「氏名」欄には世帯主、配偶者、子、父母、その他の親族、同居人、家事使用人の順に記入する。その際には必ず戸籍上の氏名を記入する。事実婚の場合や内縁の妻を夫の姓で届書に記入してはならない。また命名していない子供の場合には「未定」と記入する。⑨「生年月日」欄には戸籍上の年月日を元号に従って記入する。⑩「性別」欄は、男女のうち該当する方を○で囲む。⑪「世帯主との続柄」欄には世帯主から見た続柄、さらに同居人、家事使用人などと記入する。なお、内縁の妻の場合は「妻(未届)」、内縁の夫は「夫(未届)」と記入する。⑫「本籍」欄には戸籍上の本籍住所⁶を字、丁目、番地まで記入する。なお、内縁の夫・妻の場合もその本籍を間違いなく記入する。⑬「筆頭者の氏名」欄には戸籍筆頭者の氏名を記入する。⑭「住所を定めた年月日」欄には、(a)世帯員の各人について、現在の住所に住むようになった年月日、(b)他からの転居者は転入日、誕生から引き続き居住する者は生年月日、(c)正確な居住開始日の記憶がない人は推定の年月日、(d)帰化した人は帰化日にかかわらずその場所に住み始めた期日をそれぞれ記入する。⑮「住民となった年月日」欄には現在の市区町村に引き続き住むようになった最初の年月日を記入する。なお、他市区町村からの転入者は、当該市区町村内での移動に拘らず最初の転入年月日を、また最初から引き続き居住する者は「住所を定めた年月日」を記入する。合併等による行政区画の変更や住所表記に変更があった場合にも、住民となった年月日には影響しない。また帰化も同様であり、本人の居住に従って記入する。⑯「全員の住所」欄には世帯員全員が居住する住所を記入する。⑰「届出人の氏名」欄には届出人が署名、押印を行う。なお、代理人による届出の場合には、○○の代理人△△と記入するが、その際の委任状は不要である。

届書の裏面には、東京都23区と五大都市に居住する者だけが記入する「東京都23区又は五大都市民となった年月日」欄が表面と同様8欄設けられている。これらの欄には、(a)届書表面の

⁶ 事後的な既存の戸籍との照合作業に用いられることから、正確な記載が求められる。

「氏名」欄の記載順にそれぞれの市民となった年月日を記入する。なお、世帯人員が 9 人以上の場合も表面と同様に記入する。(b)年月日は東京都 23 区、各五大都市に住み始めた年月日を記入することとし、当該都・市内での移転は不問とする。(c)誕生後東京都 23 区、五大都市域外に移転したことの無い人はその者の生年月日を記入する。(d)行政区画、住所表記に変更があった場合に当該都・市の住民となった年月日には影響しない。(e)帰化した人も本人のそれまでの居住に従って記入する。

5. 住民登録調査（3）－本調査

住民登録調査の本調査は、7 月 1 日～5 日の期間に行われる。調査員は、本調査期間中に準備調査表に記入した番号順に調査区を巡回して届書を回収する。『必携』には届書回収作業の際に、①7 月 1 日午前零時現在の事実であることを回収世帯(主)から確認し、②全員が当該市区町村の住民であるかどうか、③住民登録法の適用除外者が含まれていないかどうか、④届書が正しく記入されているかどうか(特に氏名、本籍欄の記載)に留意すべきであるとされている。

届書回収の際にその記載内容に不備を発見した場合、調査員はその場で提出者に訂正を求める。なお、本籍が不明なケース、あるいは回収の際に記入方法等について調査員が対応できない質問を受けた場合には市区町村の事務担当者に連絡するように、また届書の回答拒否、虚偽の回答が発見された場合には市区町村の事務担当者に連絡するように『必携』には記載されている。

調査員は本調査期間中に回収した届書を準備調査表に予め付番した世帯番号順に整理した上で 7 月 10 日を期限として市区町村の事務担当者へ提出しなければならない。なお、調査時点(7 月 1 日午前零時)以降本調査期間中に調査区内において発生した異動事案については、市町村の事務担当者には通知を行うものの、この場合、準備調査表の記載事項の修正は行わない。

6. 住民登録調査（4）－住民票、戸籍の附票の作製

(1)住民票の作製

市区町村に提出された届書の記載に基づき各世帯に関する住民票が作製される。なお、施行法第 7 条第 2 項には、調査員が遂行すべき業務として、「市町村長の指揮を受けて、第 4 条調査及び住民票の記載その他これらに附随する事務を行う」と規定されており、調査員は住民票の作製作業にも協力という形で加わる。

住民票の様式は、世帯主も含め 5 名記載(表面に 2 名、裏面に 3 名)できるよう設計されている。

届書表面の最上部には「住民票番号」欄と「市区町村の名称」欄が設けられている。このうち左側に設けられた「住民票番号」欄には、市区町村の事務担当者の指示に従って準備調査表に記載した調査区名ならびに各世帯に附番した番号を〇〇町第〇区〇〇と記入する。なお当該欄の記入に関して『必携』には、「記入の方法としては、イロハ順によるとか、番地順によるとか、また、調査区ごとに番号をつけるとか、通し番号にするとか」各市町村で工夫されることから記入に際して事務担当者と協議のうえで行うと指示されている[必携 55 頁]。一方、同じく『必携』の準備調査表の「番号」欄の記入指示は「調査員が調査区内の世帯を巡回するのに便利が良いように、その順路に従って…一連番号を世帯ごとに付け」、「番地順に列べる必要」はない[必携 29 頁]となっている。このように、『必携』の中でも、これらの指示内容は必ずしも整合性がとれていない。また『必携』の他所では準備調査表が「後日市区町村において住民票の索引として利用できるもの」[必携 24

頁]となることからなるべく手を省かないように作成することも指示されている。このように、住民票番号の付番方法の説明は、『必携』の中で一貫性を欠いたものとなっている。

住民票の「市区町村の名称」欄には〇〇市〇〇区のように市区町村の名称を記入する。なお、記入に際して調査員は、市区町村の事務担当者の指示を受けることになっている。

住民票の本体部分は世帯主記載部と世帯主を含めた各世帯員についての記載部とからなる。このうち世帯主記載部には「世帯主」欄と「住所」欄が設けられているが、「世帯主」欄には届書に記載されている世帯主の氏名を転記する。一方、「住所」欄には届書の「全員の住所」に記載されている内容を転記する。なお、『必携』によれば、世帯主の住所欄の右の年月日欄は世帯についての「住所を定めた年月日」を記入することになっているが、世帯員によっては「住所を定めて年月日」が異なる場合がある。このためこの欄については、記入を省略するのが望ましいと指示されている。

世帯員についての記載部は住民票1枚あたり5名連記できる様式となっており、世帯主を含め各世帯員に関する情報を届書の記載に基づいて転記することによって作成される。なお世帯員の記載順序についての『必携』の指示は、次の通りである。

世帯員の記入順番は、世帯主→その家族→その他の世帯員の順である。1組の夫婦と子からなる世帯の場合、世帯主→配偶者→子(年長順)に転記し、また2組以上の夫婦とその子からなる世帯の場合には、世帯主夫婦とその子→他の夫婦・子世帯(夫の年長順)に、また世帯主の家族で夫婦とその子の一団に属しない者(親など)はそれぞれの一団に続いて記入する。なお、同居人、家事使用人が居る場合には、末尾に年長順に記入する。『必携』には住民票作成に際しての記載順の指示の徹底を図るために、次のような記入順の例示が与えられている。

< 記入順の例示 >

第1順位	1	世帯主
	2	配偶者
	3	長女
	4	次男
	5	次女
第2順位	6	長男
	7	長男の妻
	8	長男の長男
世帯主の家族(夫婦とその子の一団に属しない者)	9	母
	10	姉
	11	弟
	12	祖母
世帯主の家族以外の者	13	同居人
	14	家事使用人

世帯員の記載部には、「氏名」、「出生の年月日」、「男女の別」、「属柄」、「住民となった年月日」、「本籍」、「筆頭者の氏名」、「転入、転居」欄が設けられており、調査員が各欄にそれぞれ届書の記載内容を転記することによって住民票を作製する。さらに東京都23区、五大都市の住民について

ては、届書の裏面に記載されている各人の「市民となった年月日」を住民票の右側余白欄に転記するが、記入に際して調査員は市区町村の事務担当者の指示を受けるべきことが指示されている。

住民票作成に伴う転記の際に誤記入した場合、一本横線で訂正し、当該欄の余白部に正しく記入しなければならない。また届書の当該欄が空欄となっているなど届出事項が不明な場合には、「不明」と記した付箋をその欄に貼り、事後処理に委ねる。

(2) 戸籍の附票の作製

戸籍は、本籍地の市町村が維持する戸籍の「附票」記載情報によって管理・更新される。このため、「住民登録法」第3章には、住民登録調査結果に基づく戸籍の附票の作製並びにその後の登録異動に伴う戸籍及び附票の変更等の維持管理に関する諸規定が設けられている。

同法第11条は、市町村の域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として附票が作製されることを規定している。第12条は附票の記載事項として、「氏名」、「住所」、「住所を定めた年月日」を規定している。

第14条以降は附票の作製並びにその維持管理を規定したものである。

新たに戸籍が編製された場合、その戸籍に対応した附票を市町村は作製しなければならない。また同条第2項では、附票作製後にその戸籍への入籍者が生じた場合、それを附票にも反映しなければならない。第15条は除籍に伴う附票あるいは附票からの消除を規定したものである。

住所地と本籍地とが市町村を異にし住民票の記載あるいはその記載の更正事由が発生した場合、関係自治体間で変更情報を共有し戸籍への記載との整合性を図る。第16条は、附票記載情報の更新を必要とする事由が発生した場合の情報の通知義務を住所地の市町村に課したものである。なお、情報の正確性の担保を図るために、この情報流通にはクロスチェックのシステムが内蔵されている。すなわち、同条第2項には、住所地の市町村から通知された情報を本籍地の附票と照合した結果、両者に非整合性が認められた場合、本籍地の市町村はその結果を住所地の市町村に通知することが規定されている。

第17条は本籍地そのものの変更に関する処理を規定したものである。本籍地変更の申請を受理した原籍地の市町村は、附票の記載内容を新本籍地の市町村に通知しなければならない。

このように、住民票の記載事項は、附票を介して本籍情報とのリンクが図られている。

7. 住民登録調査と昭和25年国勢調査

昭和27年に実施された住民登録調査の2年前、昭和25年には、第7回国勢調査が行われている。戦後2回目⁷の国勢調査として実施された25年調査は、戦前期の国勢調査とその後実施される国勢調査との過渡的性格を帯びたものであり、調査の実施方法や調査内容の点で現行の国勢調査とは幾つかの点で異なる。とはいえ、25年調査も正規の国勢調査としてわが国の統計調査史には位置づけられており、国勢調査としての基本的性格は他の調査と共有している。そこで本節では、住民登録調査を25年国勢調査を中心とした国勢調査と比較分析することによって、その特徴を明らかにしてみよう。

(1) 両調査の共通性

⁷ 戦後、最初の国勢調査は昭和22年10月1日現在で臨時国勢調査として実施されている。なお、この他にも、昭和20年11月1日、同21年4月26日現在で人口調査が、また23年8月1日には常住人口調査が行われている。

『必携』によれば、住民登録調査はその実施に関して、調査としていくつかの点で 25 年国勢調査と類似した点を持っている。

両調査の類似点としては、まず調査の実施に際して住民登録調査員が市町村の臨時補助職員として任命され、調査業務に従事していることがあげられる。調査員には住民登録法施行法の附録第 6 号様式に定められたその身分を示す証票が発行され、調査員は調査区で調査業務に従事する際にはその証票を携帯し、関係者に提示しなければならない(同法第 7 条第 3 項)。

また住民登録調査では、国勢調査の調査区に準じて調査区が設定される。すでに第 3 節で紹介したように、調査員は本調査の実施に先立って調査区を巡回し世帯の所在を確認するとともに、世帯主の氏名や住所、それに世帯員数など必要事項を聞き取り、準備調査表に記入する。それとともに、準備調査表裏面に調査区要図を作成し世帯番号を記入する。この住民登録調査の準備調査表は、国勢調査で調査員が作成してきた世帯名簿に相当するものである。

(2) 両調査の相違点

その一方で住民登録調査と国勢調査とは、いくつかの相違点も持っている。以下に、調査対象者の範囲、調査情報の把握方法、把握の場所、調査事項、調査員の業務と権限について、その違いを見てみよう。

(i) 調査対象者の範囲

国勢調査では、「本邦内に常住している者」が把握の対象である。そこでは、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族を除くすべての外国人もまた対象となる。なお、住民登録調査では対象外となっている天皇・皇族も、国勢調査では把握の対象となる。

一方、住民登録調査では、調査時点(昭和 27 年 7 月 1 日午前零時現在)において市区町村に住所を有する住民が対象となる。「住民登録法施行令」第 14 条で、天皇及び皇族、日本の国籍を有しない者には住民登録法が適用されないことから、これらの者は調査対象外である。また、調査は住所地における世帯単位で行われることから、市区町村内に住所を有さない者も、当該市町村における同調査による把握の対象外となる。

(ii) 把握の場所

昭和 25 年国勢調査では、常住地での国勢調査票による調査に加え、一時現在者調査も実施された。周知のようにわが国の国勢調査は、大正 9 年の第 1 回調査から昭和 22 年の第 6 回(臨時)国勢調査までは現在人口調査として、また昭和 30 年の第 8 回調査からは常住人口調査として実施されている。その意味で現在人口と常住人口の両方式で調査が同時に実施された昭和 25 年調査は、人口の把握方式における過渡期に位置する調査である。なお、同調査の「概要」によれば、この調査は「連合国総司令部の勧奨により国際連合の勧告による 1950 年世界センサスの一環として行われた」(報告書 1 頁)ものである。ちなみに昭和 30 年国勢調査には「一時現在調査票」は採用されず、調査の実施年次の国際基準への調整だけでなく、場所的把握方式についてもその点について考慮され、その後は常住地方式での把握へと全面的に移行する。

常住方式での国勢調査による人口把握では、常住地とは当該住居に 3 カ月以上にわたって居住する場所と定義されている。そのため、国勢調査の場合、警察予備隊(自衛隊)隊員や矯正施設収容者は施設居住者として、それぞれ施設において把握される。なお、国勢調査では住所のない者はその場所に「常住」しているとみなして把握が行われる。

一方、第 2 節でもすでに紹介したように、人口登録調査では、警察予備隊、矯正施設、病院等の

施設入居者は基本的に自宅を住所地として把握されている。この点は、寄留法が90日を目安に、それ以上本籍地を離れて住所ないし居所を有する者を寄留者として人口統計の上で本籍人口から区別していた点は、むしろ国勢調査の常住地の定義と一致するものとして興味深い。その意味で住民登録と住所には「90日」といった時間の閾値は存在しない。また、国勢調査は住所を有さない者についてはその者の居所を「常住地」として把握する。これに対して住民登録調査では、単に居所をもってそれを直ちに住所として扱うことはせず、把握の対象、従って住民票の作製対象から除外することになっている。

(iii) 調査情報の把握方法

昭和25年国勢調査では、調査員が調査事項を世帯主(あるいは世帯代表者)から聞き取り記入する他計方式での実査が行われた。なお、昭和30年国勢調査では、「世帯の種類」、「住居の種類」、住居の種類が住宅である世帯の「所有の関係」、「居住室の畳数」、昭和16年末までに生まれた世帯員の「昭和30年9月24日から同月30日までの7日間における就業状態」、「所属の事業所の名称」、「事業所の所在地」、「事業所の事業の種類」、「職業の種類」、「従業上の地位」については調査員による他計、これら以外の調査事項については回答者による自計方式が採用された(『昭和30年国勢調査報告』「調査の概要」p.1-2)。その後昭和50年調査までは「世帯の種類」、「住宅の建て方」以外の調査事項については自計方式で調査は実施された。

このように、昭和25年国勢調査は調査員による他計で調査は実施されたが、その後わが国の国勢調査では、調査事項の把握方式は次第に自計へと移行する。なお、完全自計方式による調査となるのは昭和55年の第13回調査からである。

これに対して『必携』には「国勢調査との相違」点として、調査は住民が居ながらにして届出義務を果たせる便宜として位置づけられており、そのための「一斉調査の方法」として、①届出の励行を図るため各世帯へ漏れなく届書を配布すること、②届出の正確を期するため、届書の記載その他について、所要の注意をし、不備の点があれば訂正させること、③届出期間内に正確な届書を蒐集することが記されている[必携6頁]。すなわち実査場面における調査員の主たる業務は、届書の配布、記入要領の説明、そして届書の蒐集にあり、調査員が記入内容に関与するのはその不備の訂正に限定されている。このように、昭和25年国勢調査が全面的に調査員による聞き取りで実査が行われたのとは、調査員の調査事項への関与方法が全く異なる。

旧「統計法」(昭和22年法律第18号)第13条(現行「統計法」(平成19年法律第53号)第15条)は、統計調査員に対して、国勢調査を含む指定(基幹)統計調査の実施に際しての立ち入り調査、検査、調査資料の提供、質問といった諸権限を付与している。

ところで、「住民登録法」は、その第30条で市町村の吏員にたいして、住民登録の正確な実施という目的のために、住民票の記載事項に関して事実を疑うに足る相当な理由があるとき、必要に応じて「関係人に対し質問をし、又は文書の提示を求める」権限を付与している。一方、調査員に対しては『必携』は、「調査の際は、応対をていねいにし、相手方に不快の念をいだかせないようにすること」[必携24頁]、また届書の提出がない世帯に対しては「届出義務者に調査の趣旨を説明を行い届出をすすめる」[必携37頁]とその関与形態は抑制的である。この点を『必携』は、「“調査”よりもむしろ“届出促進”に重点がある」[必携6頁]と指摘している。

(iv) 調査事項

第2節ですで見たとおり、住民登録調査の報告事項は、①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④世帯主及び世帯主との続柄、⑤戸籍の表示(筆頭者の氏名及び本籍)、⑥住所、⑦住所を

定めた年月日(住民となった年月日)の7項目である(なお、東京都23区、五大都市住民に就いては当該都・市民となった年月日が追加される)。

下の表は、昭和25年国勢調査における一時現在者調査票、国勢調査票、それに参考のために平成22年国勢調査票の調査事項を示したものである。

国勢調査における調査項目

昭和25年国勢調査		(参考)平成22年国勢調査
一時現在者調査票	国勢調査票	
①氏名 ②男女の別 ③出生の年月日 ④国籍(不明の場合には出身地) ⑤配偶の関係(事実婚を含む) ⑥一時現在する地 ⑦一時現在する地に現在する理由 ⑧常住地不在期間 ⑨常住地と世帯主の氏名	①世帯が住居・家計をともしする者の集りか否か ②世帯が居住する家屋又は建物の種類、建物・居室の権利、畳数 ③世帯員の氏名 ④世帯主又は世帯の代表者と世帯員との続柄、世帯を共にする事情 ⑤世帯員が調査時現在常住地に居るか否か、居ない場合の理由 ⑥世帯員の男女別 ⑦世帯員の出生の年月日 ⑧世帯員の出生地 ⑨世帯員が経済的活動に従事しているか否か、調査時前1週間に従事していた経済的活動の種類(従事していなかった者は最近に従事していた経済的活動の種類) ⑩世帯員の就学状況、就学年数 ⑪世帯員の国籍(不明の場合には出身地) ⑫世帯員が引揚者であるか否か ⑬世帯員の配偶の関係(事実婚を含む) ⑭配偶者(事実婚を含む)を有し又は有したことがある女子の世帯員の婚姻継続期間と出生児数(死産児数を除く) ⑮調査時に世帯に一時現在する者の数	(i)世帯員に関する事項 ①氏名 ②男女の別 ③出生の年月 ④世帯主との続き柄 ⑤配偶の関係 ⑥国籍 ⑦現在の住所における居住期間 ⑧5年前の住居の所在地 ⑨在学、卒業等教育の状況 ⑩就業状態 ⑪所属の事業所の名称及び事業の種類 ⑫仕事の種類 ⑬従業上の地位 ⑭従業地又は通学地 ⑮従業地又は通学地までの利用交通手段 (ii)世帯に関する事項 ①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住居の種類 ④住宅の床面積 ⑤住宅の建て方 ※アンダーラインは、大規模調査での調査項目 平成17年調査では「就業時間」も調査

上表中列の昭和25年国勢調査票(常住者調査票)には、それまでの現在人口による調査との関係を意識した項目(⑤、⑮)、終戦後の社会状況を反映した項目(⑫)なども含まれ、住民登録調査における届書の記載項目に比べてもかなり多い。その後、調査環境の悪化などの事情もあり、調査事項は次第に削減され現在に至っている。この表から平成22年調査と比較しても届書の記載項目は国勢調査のそれよりもかなり少なく、世帯員の基礎的属性に限られたものであることがわかる。

(v)調査員の業務と権限

上記(iii)ですでに述べたように、実査過程における住民登録調査の調査員の世帯(ないし報告義務者)との関わりは、特に全面的に他計式により調査が行われた昭和 25 年国勢調査の調査員のそれとは対照的である。ここでは調査員はあくまでも届出義務者による届出行為の補助者として位置づけられている。

その一方で彼らには、国勢調査員にはない追加的業務が課されている。それは、届書の蒐集後に行われる住民票の作製作業への関与である。届書の記載事項は、第 6 節(1)で紹介した所定の方法で、「住民登録法施行令」附録第 1 号で定められた様式に調査員によって転記される。さらに、住民票記載事項から「氏名」、「住所」、それに「住所を定めた年月日」は、本籍地の市町村で戸籍の附票にも転記され、戸籍と住民票とがリンクされ、戸籍情報が維持管理される。

このように、住民票の作製という住民登録行政の根幹に関わる重要な業務に住民登録調査の調査員は直接的に関与している。

むすび

本稿では、昭和 27 年 7 月に実施された住民登録調査用に調査の手引きとして作成された『必携』を検討材料として、調査の実施方法や調査事項などを当時の国勢調査などと比較しながら調査の特徴を考察してきた。以下に、今回の考察結果についてのいくつかの特徴を指摘することによって本稿のむすびとしたい。

まず、この調査の背景事情を見てみよう。住民登録調査は調査とこそ呼ばれているが、通例の統計調査とは異なり、当時の法務府が登録行政の一環として実施したものである。そのため、統計調査法規のようなものから調査実施の目的を探ることはできない。また『必携』にも実施目的に関する記述は一切ない。

人口動態事象については、明治 31 年の内閣訓令第 1 号乙号によってその把握体制が整備(森 2014)され、その結果は 5 年ごとに戸籍簿を実計される本籍人口に反映されることになる。そしてこの本籍人口に寄留簿から得られる入、出寄留者を加除することで人口動態事象については、明治 31 年の内閣訓令第 1 号乙号によってその把握体制が整備(森 2014)され現住人口が作成されてきた。しかし、寄留簿はその把握精度に重大な問題を抱えており、大正 9 年に第 1 回国勢調査が実施された時点ですでに出寄留者数が入寄留者を 200 万人以上も上回っていた⁸[内閣統計局 1 頁]。加えて、その後の戦時動員や疎開、戦後の復員や引き揚げに伴う人口移動は、戸籍簿と寄留簿によって把握される現住人口と住民の現実の居住状況との間に等閑視しえない乖離を生み出すことになった。そこで政府は、住民の居住について、再度その把握を行う必要性が生じたものと推察される。

昭和 26 年の「住民登録法」と翌年に制定された「外国人登録法」(昭和 27 年 4 月 28 日法律第 125 号)により、わが国における現住人口の把握は、日本国籍保有者と外国籍保有者についてそれぞれ異なる法制度によって行われることになった。そのうち日本国籍保有者に係る登録実施のための現状把握調査が、この住民登録調査である。ところでわが国では、明治 5 年 1 月に戸口(世帯)調査が実施されている。この調査もまた、当時の旧「戸籍法」に基づく戸籍登録事務(鮫島 31

⁸ そのため内閣統計局では、明治 17~40 年の各年について、全国の男女別の出入寄留者の差を各道府県の出入寄留数によって按分し、その人数を各府県の現住人口から控除した「乙種現在人口」を推計算定し、それを道府県人口として公表している。

頁)の一環として住民の居住状況の把握のために実施されたものである。その意味では昭和 27 年住民登録調査は、その役割から見れば、さしずめ戦後版戸口調査ということになる。

次に、住民登録調査と国勢調査との異同を見てみよう。

調査実施の体制については、これらの調査の間に多くの類似性が見られる。

まず、住民登録調査の調査従事者である調査員は、市町村の臨時補助職員として依嘱され、一連の調査業務に従事する。この点では、国勢調査員が同調査を所管する府省の長官の任命により臨時公務員として調査業務に従事しているのとその立場は類似している。また、住民登録調査の場合にも、調査実施に先立って国勢調査に準じて調査区が設定されている。さらに住民登録調査の調査員が準備調査において作成する準備調査表は、国勢調査員が作成する世帯名簿とその様式が酷似しており、また裏面にも同様に調査区要図記入欄が設けられている。

その一方で、調査の実施体制や調査員の役割の点では、両調査の間にはいくつかの相違点も認められる。

基幹(指定)統計である国勢調査については、旧「統計法」第 5 条第 2 項(現行「統計法」第 13 条第 2 項)により、申告者は申告義務を負っている。一方、「住民登録法」は、第 19 条が届出義務者等に対する届出義務を、また同法を執行する市町村に対して、登録関連業務の職権による行使も含め、住民登録業務を規定している。このような個別業務法規による制度的枠組みの中で住民登録調査が実施されることから、調査員の役割はあくまで届出義務者による届出行為の補助という位置づけにある。その一方で調査員は住民票の作成という行政事務に関与するなど国勢調査員とは異なる。

次に、調査事項その他調査内容の面で両調査を比較検討してみよう。

まず、調査事項については、住民登録調査の調査事項は 7 項目(東京都 23 区と五大都市の住民の場合は 8 項目)と限られており、近年の簡易国勢調査時の調査項目数と比べても限られている。そのうちの 5 項目、すなわち氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主及び世帯主との続柄、住所については、国勢調査の調査事項と同様である。他方、戸籍の表示(筆頭者の氏名及び本籍)と住所を定めた年月日(住民となった年月日)の 2 項目は国勢調査にはない住民登録調査独自のものである。

このように調査項目の大半がすでに昭和 25 年国勢調査で調査されているにもかかわらずこのような調査が改めて企画、実施されたのはなぜであろうか。これについては、以下のような理由が考えられる。

第 1 は、指定統計による調査票情報への行政目的での使用制約がそれである。統計調査に係る秘密を保護し統計の質の担保を図るために当時の「統計法」第 15 条は「統計上の目的以外」への使用を禁じている。

第 2 は、国勢調査によっては得られない調査事項が住民登録調査に含まれている点である。仮に国勢調査の結果の行政目的での使用が可能であったとしても、上述の 2 項目については既存の国勢調査結果から得ることができず、国勢調査の如何なる調査結果によっても代替できない、まさに住民登録に固有の関心項目なのである。

第 3 は、国勢調査と住民登録調査の基本的性格の相違に起因するものである。これについては、以下に両調査の主たる調査関心の相違、国勢調査と住民登録による人口の意味の違いについて述べる。

まず国勢調査と住民登録調査の調査関心の相違については、次のように考えることができる。

現行「統計法」は、「国勢統計」として、主務官庁の長である総務大臣に対して、「本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計」の作成を課している。現行の国勢調査では、調査時において本邦内に常住している者について、当該住居に 3 カ月以上にわたって住んでいるかあるいは住む予定である者を対象として調査が行われる。そこでの主たる関心は人口の数え上げであり、人口・世帯の諸属性に関する計数とその分布の把握にある。

両調査の把握対象者の範囲(カバレッジ)については、国勢調査は外交団、外国の軍隊等の一部の外国人を除き、天皇・皇族並びに外国籍保有者を含めてその把握対象とする。これに対して住民登録調査では、天皇・皇族と外国籍保有者がその対象範囲から除外されている。外国籍保有者については昭和 27 年に制定された「外国人登録法」に従って別途その把握が行われることから、「住民登録法」では日本人のみを登録対象者として把握する。

国勢調査の場合、調査票からは世帯員の氏名が、また調査員が作成する世帯名簿では世帯主または世帯代表者の氏名並びに世帯の住所が把握されることになっている。しかし、これらの個体識別情報は国勢調査ではいずれも非統計項目であり、集計結果にその情報が反映されることはない。

これに対して住民登録調査では、氏名と住所という個体識別情報の把握が第一義的関心事項である。氏名についても戸籍上の記載に従った正確な記入が求められ、通称やペンネーム等による回答は排除される。また、事実婚の場合にも戸籍上の氏名の記入を『必携』は求めている。この点は、昭和 25 年国勢調査が、事実婚も含めて世帯員の配偶関係を調査しているのとは対照的である。このように、住民登録調査ではその背後に戸籍の存在が前提されており、あくまでも戸籍記載情報との整合性を前提として住民の把握が行われている点に特徴がある。

また住所については、国勢調査は、病院等の施設滞在者について、90 日を閾値の目安として設定しており、それを超える(予定も含め)期間にわたって居住する場所を常住地として扱う。また他に常住地がない者について国勢調査は、その者の居所をもって常住地とするとしている。

これに対して住民登録調査では、警察予備隊入隊者や長期入院者について、自宅住所を住所地として記入するように『必携』には指示されている。また、住民登録上は居所と住所とは明確に区別され、調査区内に居所しか持たない者は、そもそも記入の対象から除外される。

両調査とも世帯を把握の単位としている点では共通している。しかし、住民登録調査の場合、世帯はあくまでも具体的な住所地と対応づけられており、その住所地において生計を共にするか否かが世帯概念を決定づける。

住民登録調査によって得られた情報からの転記によって住民票が作製され、それを住所地の市町村が維持管理する。現在、住民登録を所管している総務省は、毎年 3 月 31 日現在で、登録人口(公簿人口)として、市町村別人口・世帯数(「住民基本台帳人口要覧」)を公表している。しかし、このような統計の作成はあくまでも住民登録業務の副産物であり、住民登録調査は必ずしも人口数を把握する目的で実施されたものではない。

また、住民登録調査によって得られた住民票記載情報の一部(「氏名」、「住所」、「住所を定めた日」)は、戸籍の附票にも記載され、戸籍の更新情報として活用された。

このように住民登録調査は、基本的に日本国籍保有者を対象として住所並びに生計によって構成した世帯を把握単位として戸籍との連携を図りつつ住民の居住や世帯構成についての現状把握を行う調査であった。国勢調査と調査体制における制度的類似性こそ見られるものの、その内

実や調査結果の使途の点では国勢調査と本質的に異なる。それは、その実態との対応性において、当時現実的妥当性を多分に喪失していた戸籍登録簿情報をまさにリセットし、住民登録制度を継承し今日の住民基本台帳へとつながる基盤情報の蒐集を目的としたいわばプロファイリング（現状確認）調査として捉えることができる。

さいごに、昭和 27 年住民登録調査を起点とする住民登録（公簿）人口と国勢調査が捉える常住人口との人口の性格について若干のコメントを行っておきたい。

国勢調査が実施されるまでの間、本籍人口は、人口動態統計並びに寄留簿情報を加除することによって、現住人口という静態人口の把握の基礎資料とされてきた。大正 9 年に国勢調査が開始されたことにより、静態人口の把握は、全面的に国勢調査に委ねられることになる。わが国の国勢調査は、当初、静態人口を現在人口として把握してきたが、昭和 25 年国勢調査を転機に常住人口へと移行し、今日に至っている。他方、戸籍人口は、「住民登録法」の施行に伴って「寄留法」が廃止されたのを受けて、住民登録調査による公簿情報の現状確認に基づき、本籍と寄留という把握方式から住民登録による人口把握へと改められることになる。

近代人口センサスは、合衆国のそれに象徴されるように、議席数配分のための基礎計数を得る目的で開始された。現在、わが国では、国勢調査人口は、その他にも市への昇格人口や交付金の地域間の配分をはじめ、多くの法律において基準人口を与えている。国勢調査による人口が法定人口と呼ばれるゆえんである。このように国勢調査人口は、人口数が与える計数として、各種行政においても活用されている。

一方、住民登録（現行の住民基本台帳）が与える公簿人口の利用は、これとはやや異なる。それは、人口数そのものとして計数の形での利用というよりはむしろ、「住民登録法」の目的が規定するように、住民を登録することによってその居住関係を「公証」し、「各種行政事務の適正で簡易な処理に資すること」、すなわち、行政が提供する各種サービスの対象者を個的に特定した利用である。その意味では、居住地である市区町村が提供する各種の行政サービスを域内の住所地において享受する個人という個体識別情報そのものに結びついて意味を持つ人口であるという点にその特徴があるように思われる。

〔参考文献〕

『官報』第 499 号(大正 3 年 3 月 31 日)p.772

『官報』第 7322 号(昭和 26 年 6 月 8 日)p.100-200

『官報』号外第 44 号(昭和 27 年 4 月 28 日)p.8-12

内閣統計局(1930)『明治 5 年以降我国の人口』調査資料第 3 輯

法務府民事局(1952)『住民登録調査員必携』

総理府統計局(1951)『昭和 25 年国勢調査報告』

相原茂・鮫島龍行編(1971)『統計日本経済』筑摩書房

森博美(2014)「明治 31 年内閣訓令第 1 号乙号と調査票情報」『オケーショナルペーパー』法政大学日本統計研究所、No.42

別紙第一 準備調査表記入例 (表)

昭和27年7月1日
住民登録調査

準備調査表

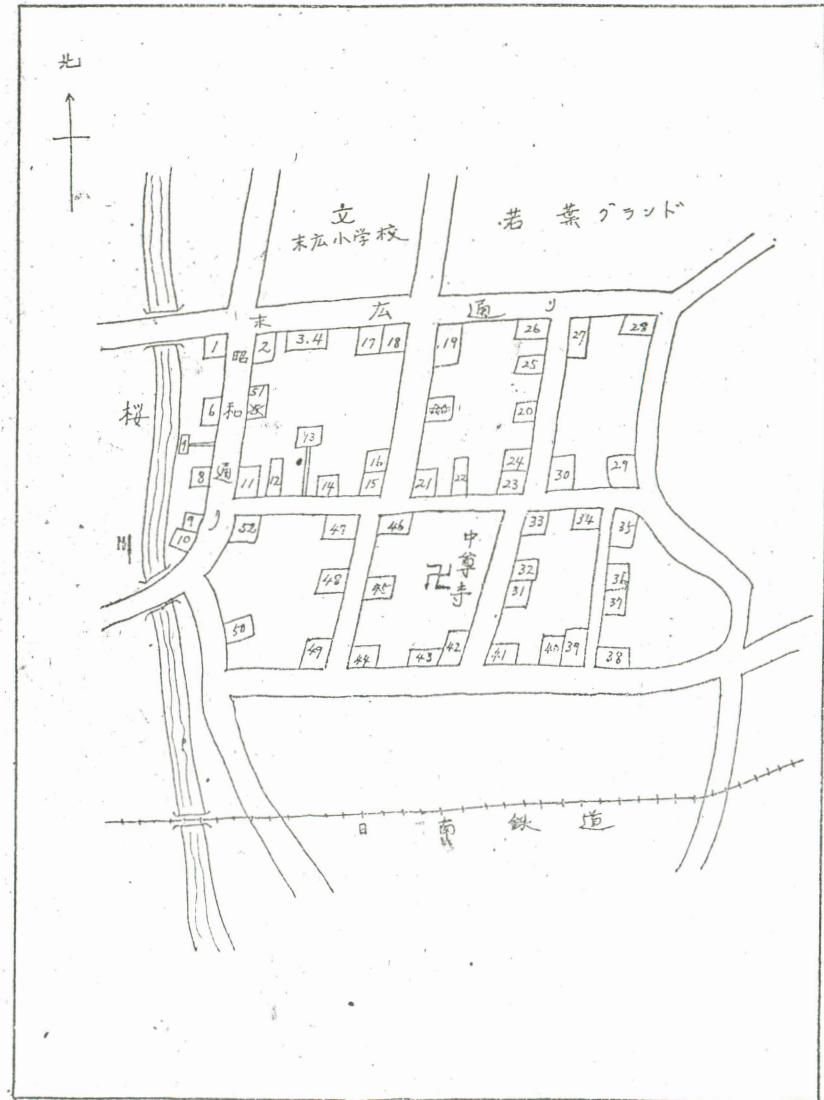
宮崎県

調査区 末広町第二区
調査員氏名 前田 澄夫

番号	世帯主の氏名	住所	世帯人員	備考	番号	世帯主の氏名	住所	世帯人員	備考
1	上林 秀夫	末広町2丁目	1	4	38	江藤 英二	末広町2丁目	23	5
2	川崎 正二		2	6	39	小川 勇		22	5
3	千原 進		3	3	40	池田 正孝		22	5
4	久保 芳子		2	3	41	渡崎 明		21	3
5	新山 二郎		2	4	42	中谷 香一		20	6 (中谷次夫入居中)
6	黒田 利之		1	4	43	高橋 幸夫		20	4
7	荒巻 四郎		13	1	44	斎藤 利也		19	5
8	石本 俊一		13	5	45	田中路子		19	4
9	今西 久子		14	3	46	藤本 四郎		19	3
10	宮口 幸子		15	2	47	東谷 要一		16	8
11	渡井 信雄		2	9	48	川上 清		16	2
12	西林 俊子		2	2	49	岩本 重人		18	5
13	小西 信二		3	6	50	中原 覚		17	5
14	吉田 幸夫		5	1	51	荒川 政夫		2	2 転入
15	山本 一雄		5	3	52	三村 弘		16	2 追加
16	児玉 正子		5	3	53				
17	近藤 貞一		4	5	54				
18	金田 義子		5	4	55				
19	堀井 瓜		6	8	56				
20	野口 修		5	5	57				
21	安藤 武水		6	3	58				
22	長谷川 友子		7	3	59				
23	内山 知一		8	3	60				
24	佐々木 静子		8	3	61				
25	室部 真		8	2	62				
26	佐竹 重行		8	5	63				
27	古川 常夫		9	10	64				
28	渡井 美子		10	5	65				
29	渡田 茂		11	5	66				
30	服部 重三		12	3	67				
31	岩崎 力造		27	4	68				
32	大友 武二		27	6	69				
33	白川 孝一		26	4	70				
34	宇野 哲人		26	1	71				
35	入沼 治夫		25	2	72				
36	新井 実		24	4	73				
37	白石 宗一		24	3	74				

(裏)

調査区要図



(表)
住 民 登 録 届

中央区 長 殿
町 村

昭和27年7月 / 日 届出 中央

氏 名	生 年 月 日	性 別	世帯主との続柄	本 籍	筆頭者の氏名	住所を定めた年月日	住民となつた年月日
1 田中信夫	大正5年1月4日	男	世帯主	千葉県千葉市本町3丁目5番地	田中信夫	昭和22年9月20日	昭和21年5月5日
2 田中清子	大正10年5月17日	女	妻	〃	〃	昭和22年8月20日	昭和22年8月20日
3 田中一郎	昭和20年7月20日	男	長男	〃	〃	昭和22年8月20日	昭和22年8月20日
4 田中少り	昭和24年10月3日	女	長女	〃	〃	昭和24年10月3日	昭和24年10月3日
5 田中絹子	明治26年4月19日	女	母	千葉県千葉市春日町4番地	田中勝彦	昭和25年12月11日	昭和20年3月15日
6 西山正明	昭和5年8月1日	男	家事使用人	東京都新宿区若葉町3番地	西山達夫	昭和26年2月5日	昭和21年3月6日
7	年 月 日	男 女				年 月 日	年 月 日
8	年 月 日	男 女				年 月 日	年 月 日
全員の住所	中央区銀座2丁目18番地			届出人の氏名	田 中 信 夫 (印)		

(印刷用紙)

(裏面をよく読んで記入して下さい。)

(裏)

記 入 に つ い て の 注 意

この届書は、市区町村で住民を世帯別に登録する「住民票」を作成するための重要な資料となるものですから、次の注意をよく読んで正確明瞭に記入して下さい。

- 1 昭和27年7月1日午前零時現在の事実に基づいて記入すること。
- 2 この市区町村内に住所のある人について記入すること。この市区町村に住所のある人であれば、一時不在であつても記入します。この市区町村には一時滞在しているだけで、他の市区町村に住所のある人は記入しません。
- 3 各欄の記載事項の説明

- 氏名……戸籍上の氏名を記入し、通称やペンネームなどを記入しないこと。
- 男女の別……該当の文字を○字で囲むこと。例えば男のように。
- 世帯主との続柄……例えば「妻」「長男」「妹」「おい」「同居人」「家事使用人」のように。
事実上の結婚をしていても戸籍の届がしていないときは「妻(未届)」又は「夫(未届)」と記入します。
- 本籍……戸籍に書いてある本籍を、字、丁目、番地までくわしく記入すること。
- 筆頭者の氏名……戸籍の最初に書いてある人(筆頭者)の氏名を書きます。
- 住所を定めた年月日……現在の住所に何時から住むことになったかを記入すること。他の場所から現在の住所に移つて来た人はその移つて来た年月日を、生れたときから現在の住所に住んでいる人は生年月日を記入します。
- 住民となつた年月日……現在住んでいる市区町村の区域内に引き続いて住むようになった最初の年月日を記入すること。他の市区町村(例えば大阪市中区)から現在住んでいる市区町村(例えば東京都千代田区)に移つて来た人であれば、その移つて来た年月日を記入します(大阪市中区→東京都千代田区神田錦町2丁目3番地→同区神田小川町1丁目1番地と住所を変えた場合は、神田錦町2丁目3番地に移つて来た年月日を記入するのです)。最初から現在の住所に住んでいる人であれば、住所を定めた年月日と同じ年月日を記入することになります。

※○東京都23区民又は五大市民となつた年月日……現在東京都の23区内に住んでいる人は、何時から23区の区域内(かならずしも現在住んでいる区とは限りません)に住んでいるかを記入すること。23区以外の場所(例えば大阪市中区)から23区内に移つて来た人であればその移つてきた年月日を記入します(大阪市中区→東京都渋谷区→東京都千代田区と住所を変えた人の場合は、渋谷区に移つてきた年月日を記入するのです)。23区内で生れ、その後23区外に移転したことの無い人は、生年月日を書くこととなります。
五大市に住んでいる人も東京都23区の場合とおなじく、これらの市の区域内に引き続いて住むようになった最初の年月日を記入します。

※この欄は、東京都の23区又は京都、大阪、横浜、神戸、名古屋市に住んでいる人だけが記入する。

東京都23区又は五大市民となつた年月日
1 昭和20年10月5日
2 昭和22年8月20日
3 昭和22年8月20日
4 昭和24年10月3日
5 昭和20年12月15日
6 昭和5年8月 / 日
7 年 月 日
8 年 月 日

別紙第三 住民票記入例

住民票		桜木町5区 21		(表)		横浜市西区	
世帯主		三原純夫					
住 所	桜木町5丁目15番地		年	月	日		
			年	月	日		
			年	月	日		
			年	月	日		
氏名	三原純夫	昭和44年1月5日生	男	続柄	世帯主	住民となつた年月日	昭和21年5月5日
本籍	横浜市中区海岸通3丁目9番地		筆頭者の氏名	三原純夫		市民となつた年月日 昭和20年10月5日	
		昭和22年1月20日	から	転入居			
		年 月 日	へ	転出居			
氏名	三原和子	昭和3年8月10日生	女	続柄	妻	住民となつた年月日	昭和22年8月20日
本籍	①と同じ		筆頭者の氏名	①と同じ		市民となつた年月日 昭和22年8月20日	
		昭和22年8月20日	から	転入居			
		年 月 日	へ	転出居			

(印刷用製表)

(裏)

氏名	三原 弘	昭和12年5月20日生	女	続柄	長男	住民となつた年月日	昭和22年8月20日
本籍	①と同じ		筆頭者の氏名	①と同じ		市民となつた年月日 昭和22年8月20日	
		昭和22年8月20日	から	転入居			
		年 月 日	へ	転出居			
氏名	三原 とし	昭和20年11月8日生	女	続柄	母	住民となつた年月日	昭和20年2月15日
本籍	横浜市中区北仲通1丁目2番地		筆頭者の氏名	三原 信夫		市民となつた年月日 昭和20年2月15日	
		昭和25年12月11日	から	転入居			
		年 月 日	へ	転出居			
氏名	藤本 定次	昭和5年12月7日生	女	続柄	同居人	住民となつた年月日	昭和21年3月6日
本籍	神奈川県鎌倉市長谷町125番地		筆頭者の氏名	藤本 秀一		市民となつた年月日 昭和5年12月7日	
		昭和26年2月5日	から	転入居			
		年 月 日	へ	転出居			

日本統計研究所

ディスカッション・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
1	行政記録情報の情報形態と表式調査	2013.04
2	統計の社会的性格と調査票情報について	2013.04
3	わが国農業生産統計における表式調査の展開	2013.11
4	明治期における個票による農村実態の統計的把握の試み	2013.12
5	『町村是調査指針』における小票論	2014.01
6	戦前期統計雑誌に見る町村是調査の評価について	2014.09

ディスカッション・ペーパー No.7

2014年10月27日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原 4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美